昇陽高等学校学則

令和6年4月1日

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、中学校における教育の基礎の上に、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。また、普通科の一部において学校教育法第71条の規定に基づき、昇陽中学校との中高一貫教育を施す。

(名 称)

第 2 条 本校は、昇陽高等学校という。

(位 置)

第 3 条 本校の位置は、大阪市此花区朝日一丁目1番9号におく。

第 2 章 課程、学科、収容定員及び職員の組織

(課程、学科及び収容定員)

- 第 4 条 本校の課程及び学科は全日制の課程、普通科および福祉科(介護福祉士養成課程・介護職員初任者研修課程)とする。
 - 2. 前項の普通科および福祉科の収容定員は、次のとおりとする。

収 容 定 員	
普 通 科	840名
福 祉 科	360名

(職員の組織)

- 第5条 本校の職員は、校長、教頭、首席(主幹教諭)、教諭、養護教諭、司書教諭、講師、実習助手、 事務長、事務職員、校務員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師その他必要な職員とする。
 - 2. 職員の校務分掌は、校長が別に定める。

第 3 章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第 6 条 修業年限は3年とする。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学期は次のとおりとする。

第1学期 4月1日から8月31日まで 第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

(休業日)

第 9 条 休業日は、次のとおりとする。

- 1. 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 2. 目曜日、土曜日
- 3. 夏季休業日 7月24日から8月31日まで
- 4. 冬季休業日 12月26日から翌年1月7日まで
- 5. 春季休業日 3月19日から4月7日まで
- 6. 学校創立記念日 5月27日
- 2. 校長は、教育上必要と認めるときは、別に休業日を定め、又は休業日を変更することがあ

る。

第 4 章 教育課程及び授業日時数

(教育課程及び授業日時数)

- 第10条 教育課程及び授業日時数は、別表のとおりとする。ただし、中高一貫教育に係わる教育 課程は昇陽中学校との協議を経て編成する。
 - 2. 生徒は、前項に規定する所定の教育課程を履修しなければならない。

第 5 章 学習の評価、課程の修了及び卒業の認定

(学習の評価、課程の修了及び卒業の認定)

- 第11条 学習の評価、各学年の課程の修了及び卒業の認定についての必要な事項は校長が別に定める。
 - 2. 校長は、前項の規定により卒業を認めた生徒には、卒業証書を授与する。
 - 3. 校長は、必要と認めた者には、卒業証明書、単位修得証明書、成績証明書及び在学証明書を交付する。

(原級留置)

第12条 校長は、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができない生徒を原級に留め置くこと がある。

第 6 章 入学、転学、退学、休学及び出席停止等

(入学資格)

- 第13条 本校に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。
 - 1. 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
 - 2. 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - 3. 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - 4. 文部科学大臣の指定した者、又は文部科学大臣の別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - 5. その他校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(第1学年の入学)

第14条 第1学年に入学を願い出た者に対しては、校長は、選考のうえ、入学を許可する。ただし、 昇陽中学校からの入学志願者については入学者の選抜を行わない。

(編入学、再入学、転入学)

第15条 邦人の外地引揚等の理由で第2学年以上へ新しく「編入学」を願い出た者、病気その他の理由により、本校又は他の高等学校を第2学年以上において中途退学した者で、本校で相当学年に「再入学」を願い出た者、他の高等学校の全日制の課程又は定時制の課程に在学する者で本校の相当学年に「転入学」を願い出た者に対しては、校長は、選考のうえ、入学を許可する。

(保 証 書)

第16条 第14条及び第15条により、入学しようとする者は、別に定める日までに、保護責任者及び 保証人が連署した保証書を校長に提出しなければならない。

(保護責任者又は保証人の異動の届け出)

第17条 保護責任者又は保証人の住所その他に異動があったときは、保護責任者は、すみやかにその旨を校 長に届け出なければならない。

(転 学)

第18条 他の高等学校に転学しようとする生徒は、願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(退 学)

第19条 退学しようとする生徒は、願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(休 学)

- 第20条 病気その他の理由により、休学をしようとする生徒は、願書に医師の診断書等、これを証する書類を添えて校長に提出しなければならない。
 - 2. 前項の規定により休学を願い出たときは、校長は、正当と認めるときは、休学を許可する。
 - 3. 休学の期間は、引き続き2年を越えることができない。
- 4. 前項に規定する休学の期間を経過してもなお復学できないときは、退学をさせるものとする。 (留学)
- 第21条 生徒が留学を希望するときは、予め留学許可願を提出して、許可を受けなければなら ない。
 - 2. 留学の取扱に関する細則(以下「海外留学に関する規定」という)は別に定める。

(復 学)

- 第22条 休学中又は、留学中の生徒が、理由の消失により復学しようとするときは、願書に医師の 診断書等、これを証する書類を添えて校長に提出しなければならない。
 - 2. 前項の規定により復学を願い出たときは、校長は、正当と認めるときは、相当学年に復学を許可する。

(伝染病予防措置)

- 第23条 校長は、伝染病予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うこと がある。
 - 2. 校長は、生徒が伝染病にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのあるときは、当該生徒に理由及び期間を明示の上出席を停止させることがある。

第 7 章 納付金、入学検定料及び入学金

(納付金)

- 第24条 納付金は、授業料とする。
 - 2. 前項の納付金の額は、月額50,000円、年額600,000円とする。

(納付方法)

第25条 前条に掲げる納付金は、

令和5年度以前入学生は月額4か月分を年3回納付とし、その納付期限は5月27日、9月27日、12月27日(その日が日曜日等に該当する場合にあってはその翌日)とする。

令和6年度以降入学生は月額3か月分を年4回納付とし、その納付期限は4月27日、8月10日、10月10日、12月10日(その日が日曜日等に該当する場合にあってはその翌日)とする。

なお、授業料の支援補助金の交付状況に応じて納付期限を変更することがある。

口座振替納入とする。ただし、共に申し出により前納することができる。

- 2. 学年の中途において、入学を許可された生徒は、入学許可の日の属する月以後の納付額を納付しなければならない。
- 3. 留学中の納付金は海外留学に関する規定の定めによる。
- 4. 退学する生徒は、退学の日の属する月までの納付額を納入しなければならない。
- 5. 既納の納付金は還付しない。

(納付金の免除)

第26条 休学を許可された生徒に対しては、許可された休学期間が、納付月の全日にわたるときは、 当該納付月の納付額を免除する。

(授業料の減免)

- 第27条 入学後、保護責任者が死亡、罹災、離職、倒産その他不時の事由のため、経済的困窮に陥り、 学資の支出が困難になった場合に、国の就学支援金及び府県の授業料支援補助金等を申請しその 受給額が授業料の額に満たない場合、校長が適当と認める者は、その満たない額の範囲内で授業 料の納付を減免することがある。
 - 2. 本条による認定手続きは淀之水学院救済制度要綱で定める。

(奨学金の特別給付)

- 第27条の2 校長が資質優秀かつ学資の支弁が困難と認める者は、淀之水学院奨学金給付要綱に基づき 奨学金の特別給付をすることがある。
 - 2. 本条による認定手続きは淀之水学院奨学金給付要綱で定める。

(入学金の減免及び奨学金の給付)

- 第27条の3 校長が学校に特別貢献すると認める者は、特待生として入学金の減免及び奨学金の給付を することがある。
 - 2. 本条による認定手続きは淀之水学院特待奨学金規程で定める。

(滞納者に対する措置)

第28条 校長は、正当な理由がなく、納付期日までに納付額を納付しないときは督促するものとし、 督促して、なお納付しないときは「出校停止」又は「退学」を命ずることがある。

(入学検定料及び入学金)

- 第29条 第14条により、入学を願い出ようとする者は、願書を提出する際、入学検定料を納付するものとする。
 - 2. 前項において、入学を許可された者は、入学金を納付するものとする。
 - 3. 入学検定料及び入学金の額と納付期限は、次のとおりとする。 ただし、昇陽中学校からの入学志願者は免除する。

種 別	金 額	納付期限
入学検定料	20,000円	出願時
入学金	200,000円	入学手続時

- 4. 入学金の免除は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。
 - (1) 兄弟・姉妹の同時専願入学者は、それぞれ入学金半額免除。
 - (2) 本学院を卒業した保護責任者の子どもの専願入学者は、入学金半額免除。
 - (3) 本学院の在籍生徒の兄弟・姉妹の専願入学者は、入学金全額免除。
- 5. 既納の入学検定料及び入学金は還付しない。

第8章賞罰

(褒 賞)

第30条 褒賞については、校長が別に定める。

(徴 戒)

- 第31条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることがある。 ただし体罰を加えることはできない。
 - 2. 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は校長がこれを行う。
 - 3. 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第 9 章 雑 則

(個人情報の取扱い)

- 第32条 生徒、卒業生及びその保護責任者等に関する個人情報は、法令の定めるところに従い、学習指導、生徒指導その他の教育指導、在校生管理その他の管理運営に利用する。
 - 2. 前項のほか保護者会及び同窓会に必要な項目のみを提供する。

附 則

この学則は平成31年4月1日から施行する。 ただし、別表(2)については毎年更新するものとする。

附則

1. この学則は令和2年4月1日から施行する。

- 2. この学則は、令和2年9月25日理事会決議から施行する。ただし、令和2年4月1日から適用する。 (第27条の一部改正、第27条の2の新設、第27条の3の新設)
- 3. この学則は令和3年4月1日から施行する。
- 4. この学則は令和4年4月1日から施行する。 (第4条、第5条、第10条、第24条、第25 条、第29条の一部改正)
- 5. この学則は令和5年4月1日から施行する。 (第5条、第13条、第14条、第31条、第32 条の一部改正)
- 6. この学則は令和6年4月1日から施行する。 (第24条、第25条 の一部改正)